

糖業プランテーションとジャワ農村社会

——一九世紀末～二〇世紀初めのスラバヤを例にして——

植 村 泰 夫

【要約】 小稿では十九世紀末～二〇世紀初におけるスラバヤ南部の農村経済の貧困化を、糖業プランテーションの展開と関連づけて土地所有、農業の二側面から分析する。

糖業プランテーションは周年灌漑田をデサ首長の仲介により一括借地し、三年輪作法により栽培を展開した。借地の拡大は住民の貧困につけ込んでなされ、また栽培に投入する大量の労働力は著しい低賃金で雇用された。

このため、強制栽培期のディンスト強化に起因するといわれる水田の定期割替は維持され、一バウ前後の零細な占有規模の農民は基本的には分解せず、非占有農民はプランテーションへ労働力として流入する。また技術的には灌漑の有無を基軸とする住民農業は、割替存続による停滞に加え、砂糖キビ栽培による早稲栽培の強制、地力の消耗、農作業上の困難の増大、灌漑用水不足などのため減収を余儀なくされたのであった。

史料 六一巻三号 一九七八年五月

はじめに

一八七〇年の「砂糖法」第一条は、従来ジャワで行なわれてきた砂糖キビの強制栽培を七九年から漸次縮小し、九一年には完全に廃止することを定めた。^①これ以降、砂糖キビ栽培はオランダ資本によるプランテーションの手に移され、住民の水田を賃借し賃労働者を雇用することによって実施される。そして、これによりジャワの糖業は中、東部ジャワを中心にめざましく発展し、オランダのジャワ植民地支配の中軸たる地位を占めるに至る。^②

ところで、従来、一九世紀末～二〇世紀初のプランテーション展開期は、一般にジャワ社会の貧困化がより進行した時期としてとらえられてきた。しかし、この貧困化が如何なる構造を持つのかといった点になると充分具体的に検討されてきたとはいいがたく、それゆえ、糖業プランテーションの展開が当該段階のジャワ社会の発展に対してどのような影響を及ぼしたかの点はほとんど明らかでない^③。

本稿では以上のような状況をふまえ、糖業の最大を中心地であったスラバヤ理事州南部のスラバヤ、シドアルジョ、モジョクルト、ジョンバンの四県を分析対象として取り上げ、先ず当時のプランテーションによる砂糖キビ栽培の特色を考察し、次にそれとのかかわりで住民の土地所有、農業の状況を具体的に検討し、その貧困化の構造を明らかにすることによってこの点に迫りたい。

本稿が依拠する主要な史料は A 「ジャワ・マヅラにおける原住民の土地権に関する調査の最終提要」 *Eindresumé van het Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, 3 deelen, 1876, 1880, 1896. (以下の記述では E. R. と省略する) B 「ジャワ・マヅラにおける原住民の福祉減退に関する調査」 *Onderzoek naar de mindere welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera*, 33 deelen, 1904～1914. 中の理事州別報告集のなかで農業 1906 (Z. M. W. S. L. と省略する) 灌漑 1907 (M. W. S. L.) 商工業 1907 (M. W. S. H.) テナの経済 1909 (M. W. S. E.) の部分である。

① *Staatsblad van Nederlandsch Indië*, 1870, No. 117. (Z. L. 'Staatsblad' と省略)

② 一八八〇年代にはセレー病と砂糖恐慌による一時的な生産の停滞があったが、全体的には急速に発展する。H. C. P. Geertig, *The World Cane Sugar Industry*, 1912, p. 120～121. または、ジャワの砂糖産出高は一八七〇年の一五二、五九五トンが、八〇年二六、一七九トン、九〇年三九九、九九九トン、一九〇〇年七四四、二五七トン、一九

一〇年二五、一七五トンと急増する。これに伴ない輸出額も伸び、J. S. Furnival, *Netherlands India*, 1939, p. 207. によれば八五年にはジャワからの輸出品総額の四五パーセントを占める。

③ 一〇世紀初頭の各地域毎のプランテーション数などについては C. J. Hasselman, *Algemeen Overzicht van de Utiliteitsen van het Welvaart=Onderzoek*, 1914, p. 169 などをご参照されたい。

④ 最近この点に触れた研究としては加納啓良「植民地期インドネシア

の村落経済——ブーケとブルヘルの所説をめぐって——」（『アジア経済』一九七四—二）がある。加納氏はエステート経済の進展は農村への商品経済の浸透を促進し、これによって二〇世紀初の、全体として零細で地主的土地所有が未展開であり大量の非占有者が存在するという所有構造は、特に西ジャワを中心に一定の分解を遂げ、地主的土地所有が展開するが、住民農業は停滞的であり、商品作物生産の展開も家計補足的で商業高利貸資本の支配下におかれており、全体としてプ

ルジョアの分解には導かれなかったと述べられる。筆者はブルジョアの分解が充分展開しなかったとする見通しにはほぼ同意するが、加納氏にあってはこの論証としてエステートの影響を主に商品経済発展に限定されている点などに疑問を感じる。なぜ所有の分解が未展開なのか、なぜ住民農業が停滞的なのか、プランテーション展開に即して、具体的に地域毎の特色をふまえて検討することが必要であろう。

一 プランテーションの砂糖キビ栽培

1 栽培用地の賃借

先ず栽培用地の賃借のしかたを検討する。栽培に必要な住民の使用する農地の賃借原則は、七一年の借地令 Grondhuur Ordonnantie^①ではじめて具体化された。これによれば、一八七〇年の農地法 Agrarisch Wet^②の規定により所有権を付された私有地は二〇年以内、世襲的個人占有地は五年以内、共同占有地持分に関しては占有者の占有が続く期間内で長くとも五年以内と賃借期間の上限が定められ、また土地に賦課される税、ディンストは貸手側負担とされた。また七九年には借地料を一年分以上先払いしてはならないなどの内容が追加された^③。

これによって糖業が個々の農民からその水田を借地する道が開かれたのであった。さて八十年代、九十年代、借地は現実にはどのようなものになされたのか。以下、若干の例をあげよう。

八十年代の一調査によると「契約は……一デサに居住する一グループの住民との間で結ばれる。彼らは共同責任でその土地を一区画にまとめる。一般にデサ首長が証人となるのだが、彼はこのような契約を認可するのに適した立場にある^④。」といわれ、また九十年代の調査報告によれば「実際には企業家達は広大なまとまった区画を入手するためあらゆる策略を用いねばならず、このために手数料と贈物を与えてデサ首長の影響力を利用する。それゆえ共同占有耕地の賃貸は個々の

占有者によってではなく、実際には共同体すなわちデサ首長の手によってなされる。」と述べられる。次に契約成立時の状況を具体的にみよう。一企業家ボレルは以下のように回想している。

貸出すべきバウ数と賃貸料に関する契約がデサ当局と結ばれた後、定められた時期に、時には一〇〇名以上もの全貸出者がデサ首長に連れられて工場へ来る。そこでは支配人と農場監督も出席し、次のような茶番が演じられる。企業の実住民書記が契約書を前に置き土の上に坐る。この契約書には全貸出者の貸出地と賃貸料の取分の状況が記載されているが、これが読み上げられ質問が求められ、誰かが何らかの意見を述べた後、支払がなされる。各貸出者は順番に呼ばれ、その取分が計算される。金を受け取る前に彼は契約書にサインせねばならぬが、これは契約者名の後にマークをつける書記達のペンに手を触れることで済まされる。……契約の終了者は自分の取分を受け取って退席できると思われるかもしれないが、そう考えるのは間違っている。書記の後に坐っているデサ首長がどのようにしてその金を取り込み、自分の前に広げた大きな布に包み込むかをちよつとでも観察すれば、その考えはひっこめられるに違いない。こうしたいんちぎを終えるや、かの首長は受け取った賃貸料を自分の金庫へ運んでゆくのである。だからこの間、郡長はデサ首長が不正行為をしないよう必要な対策を採らねばならない。^⑥

以上の三例はいずれも借地契約が個々の土地占有者を相手としてではなく、集合的に一括してなされたことを示している。そしてこの際、デサ首長の仲介が極めて大きな役割を果たしている。このような契約方式は東ジャワの共同占有地域では一般的であり、占有者の独立した賃貸はむしろ例外的で、特に全部の耕地を貸出すデサにおいては、交渉は首長との間で行なわれ、デサ首長が契約通りの土地の提供に責任を持ったのであった。^⑦

このような状況によって七一年の借地令は空文化し、オランダ東インド政府はこの改正にかかっているのであるが、その方向は糖業プランテーションの意向に沿って現状を追認するものであった。すなわち九五年には共同占有の水田は持分権保有者の三分の二以上の同意が得られれば一括借地できると規定され、同時に世襲的個人占有地と固定持分制共同占有地の借地期限が一二年に延長された。^⑧ 更に一九〇〇年には定期割替を行なう共同占有地の借地は持分権保有者の三分の一以上が

反対しない限り可能であると改められて借地条件は一層緩和され、その借地期限も六年半に延長された。^⑧
 以上のように糖業プランテーションの栽培用地は、当初より一貫して一括契約により確保されたと考えられる。さて、スラバヤにおけるこうした一括借地の中味を M. W. に依り具体的に検討してみることとする。

第一表はスラバヤ理事州における水田面積と糖業プランテーションの栽培面積を県別に一覧したものである。糖業の集中している南部四県はプランタス河流域に位置し、Bの周年灌漑田の比率が高いことが特徴的である。後述のように砂糖キビは乾季にも灌水を必要とするから、借地はおそらくBの水田に集中したと想定される。

次に各県毎の借地方式をみよう。スラバヤ県では契約期間一年半、借地料はバウ当りf.四〇〇五五、全額を一年前に先払する条件で毎年水田の三分の一づつが貸出される。デサ酋長の仲介手数料はバウ当りf.五といわれるが、通例とは異なり、仲介はあまり一般的ではない。シドフルジョ県ではほとんどのデサが全水田を六年半貸出し、毎年三分の一づつに

第一表 スラバヤ理事州における水田面積と砂糖キビ栽培

県 名	A水田合計面積	B周年灌漑田	B/A ×100	C雨季灌漑田	D天水田	E沼田	Fプランテーション の面積	G 砂糖キビ栽培面積 1902～03雨季	G/B ×100
スラバヤ	27073	5835	21.6	3278	17960	—	4	523	9.0
シドフルジョ	44323 ² / _s	42835 ² / _s	96.6	—	63 ² / _s	1424	13	12212	28.5
モジョタルト	49004	22237	45.4	17062	7440	2265	12	10417.2	46.8
ジョンバン	60437	40976	67.8	11347	5914	2200	11	9731.2	23.7
グリンセ	63535	188	0.3	1002	54657	7688	—	—	0.0
ラモンガン	70704	—	0.0	—	66074	4630	—	—	0.0
合 計	315076 ² / _s	112071 ² / _s	35.6	32689	152108 ² / _s	18207	40	32883.4	29.3

出所：A. B. C. D. E. M. W. S. L., Bijl. 1.

F. G: M. W. S. H., Bijl. 1.

単位：バウ (1バウ=0.71ha)

註：表中の——は、この項目に該当するものがないことを示す。

砂糖キビが栽培される。借地料は毎年一〇月か十一月に貸出デサ全体の地代 (Landrente) 額に等しい額 (実際に砂糖キビ栽培に利用されている土地一バウ当りに換算すると $f.40 \sim 50$) がデサ首長に支払われる。これはそのまま地代支払に充てられる。ただブドゥラン、クテガン、スルニの三工場のみは借地料を地代額と関係させずに、バウ当り $f.321.5 \sim 400$ の額で一年前に一括して先払するという。デサ首長の仲介は一般的であり、手数料はバウ当り $f.2.50$ である。モジョクト県をみよう。県内の五郡のうちモジョカスリ郡のみ一年半の借地契約が結ばれ借地料先払もないが、他の四郡では六年契約で借地料先払が一般的である。一年半当り平均借地料は $f.30 \sim 35$ である。賃貸に反対する住民のいるデサに対しては初年度に $f.70 \sim 80$ の高額借地料を支払うが、次年度以降は $f.35 \sim 40$ と額は低下する。デサ首長は貸出を強制はしないが、あらゆる仲介をはかり、バウ当り $f.2.50$ の手数料を得る。最後にジョバン県では期限一年半、バウ当り $f.25 \sim 30$ で賃貸が行なわれる。借地料支払は栽培の一五ヶ月前である。デサ首長の仲介手数料は $f.2.50 \sim 10$ といわれる^⑩。

ところでスラバヤ、シドアルジョ両県の場合のように毎年デサの水田の三分の二つが貸出、あるいは栽培に使用され

年	月	自然条件	三年輪作法
第一年度	4		準備
	5		
	6		
	7	東モンスーン期	
	8	(乾季)	
	9		砂糖キビ生育
	10		
	11		
	12	西モンスーン期	
	1	(雨季)	
	2		
	3		
第二年度	4		
	5		
	6		
	7	東モンスーン期	収穫
	8	(乾季)	
	9		裏作
	10		
	11		
	12	西モンスーン期	
	1	(雨季)	米
	2		
	3		
第三年度	4		
	5		
	6		
	7	東モンスーン期	裏作
	8	(乾季)	
	9		
	10		
	11		
	12	西モンスーン期	
	1	(雨季)	米
	2		
	3		

第1図 三年輪作法モデル

(出所) R. A. Quintus, *The Cultivation of Sugar Cane in Java*. 1923 part II, 奥田或『東印度農業経済研究』昭和18年第三章などより作成。

(註) 本図はかなりモデル化しており、必ずしも各プランテーションがこの期間通りに栽培を行ったわけではない。

るのは、当時のプランテーションが採用していた三年輪作法とのかかりであると思われる。砂糖キビは苗の植付から収穫まで約一年半の期間を必要とし、また地力を消耗させることの大きな作物であるから連作はできず、この地域では住民農業との輪作が不可避となる。三年輪作法においては例えば第一図に示したように一九〇〇年四月～一九〇一年一〇月砂糖キビ、一月～一九〇二年四月米、五月～一〇月裏作、一月～一九〇三年三月米というようにこのローテーションは三年で一巡する。この場合砂糖キビの収穫は三年に一度であるから、プランテーションが毎年安定した収穫を得るためには契約地を三分するか、三分の二つづつ借地するかして毎年植付を行わねばならないわけである。また六年半という契約期限も、これゆえに意味がある。

モジヨクルト、ジョンバン両県に関しては具体的な記述がなく輪作体系の詳細は不明であるが、いずれにしろ年々栽培用地が変更されたのは確実であろう。第一表Gは雨季の砂糖キビ栽培面積であるから、乾季にはその栽培面積は前年に植付した部分と合すると第一表Gに掲げた面積のほぼ二倍に達すると考えられる。以上をふまえるならば、スラバヤ南部では圧倒的な比率で良田がプランテーションに貸出されていたといえよう。

さて、ジョンバン県に関する報告によれば、土地賃貸を行なわないデサの方が賃貸デサよりも経済状況が良いという点は全デサ首長が一致して認めることであったと述べられる。^⑩この点の詳しい分析は次章に譲ることとし、ここでは何故このような状況のもとでプランテーションの借地がかくも拡大したか考察したい。

この点で示唆的なのは一八六八年にシドアルジョの一デサであるランドウガンで行なわれた調査である。このデサでは糖業との契約による砂糖キビ栽培も既に行なわれていたが、水田を貸出して砂糖キビの栽培契約を結ぶことが有利か否かという問に対して、一住民は次のように答えた。「自分の意志で砂糖キビを栽培し販売する者が最も大きな利益を得る。契約によってこれを行なう者も同様である。しかし、ただ自分の耕地を企業者に貸すのみの者は不利である。彼らがそうするのはただ彼らが現金に不足しているからである。」^⑪ここで注目されるのは、自ら商品生産として砂糖キビを栽培する

ことが有利であるにもかかわらず、現金不足により耕地を賃貸せざるを得ない農民の存在である。さてこの現金不足の内容をもう少し詳しく見てみよう。二〇世紀初の段階で先払される借地料がどのように使われたかを検討すると、スラバヤ県ではタネモミ、耕牛、犁その他の農具の購入に充てられ、シドアルジョ県では先述の如く一括して地代支払に用いられる。モジョクルト県では人頭税や地代の支払に充てられる他、日常の消費に必要な物やタネモミ、稲苗の購入、祭祀費用に使われ、ジョンバン県では主に地代支払に充てられる。^⑨ このように住民の現金収入は主として税支払、自らの経営の再生産に必要な諸手段の購入に使われており、先の現金不足の中味も恐らくはこれらに充てる費用の欠乏であったと想定できよう。

従来、農民はこのような費用を得るため住民間で水田の賃貸、質入を行なったり、また年利一〇〇〜三〇〇%にも及ぶ高利での借金を余儀なくされていた。^⑩ このような状況のもとで、プランテーションは借地料を常に「現金で支払うので、住民は現金獲得の手段としてこれをますます利用」^⑪ するようになったのである。しかし、その貧困のゆえに住民は先払された借地料を実際に土地を貸出す前に使ってしまうことが多く、貸出年の地代支払等に充てる現金を得るためには次の賃貸契約を結んで先払を受けねばならぬという状況に置かれており、これによって一度プランテーションに水田を貸出せば、後はプランテーションのいいなりに悪条件での賃貸から逃れられなくなったのであった。^⑫

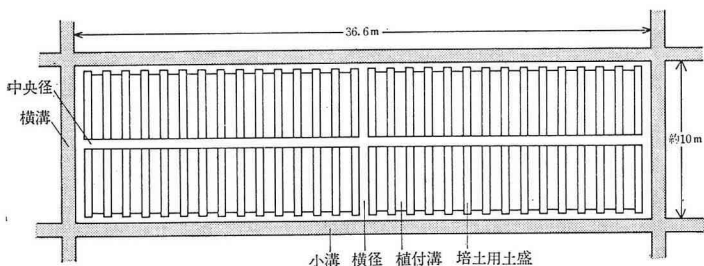
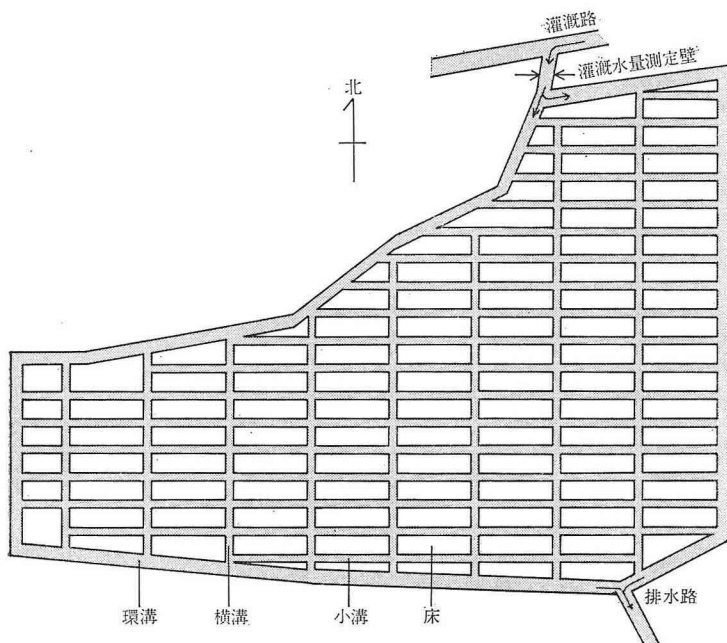
以上のように糖業プランテーションの借地の拡大は住民の貧困化、現金不足につけ込み、先払制を有力な武器とすることによって可能となったのであった。

さて次に当時のプランテーションにおける砂糖キビ栽培の実情を概観し、併せて労働力の雇用のあり方を検討したい。

2 栽培と労働力雇用

ジャワにおける糖業プランテーションの栽培の特色は、大量の労働力を投入し管理を綿密に行なうことにより単位面積当りの高収量を実現することにある。クインタスによれば園芸農業にさえ類似すると評されるこうした方式が採られた理

第2図 植 床 図
 （出所） R. A. Quintus, *op. cit.*, 16, 17図に基づき作成



床拡大図（床面積 $\frac{1}{20}$ ペウ）

由は、広大な栽培用地の確保が困難なこと、労働力が安価で過剰に供給されるからであるといわれる。以下、一九〇二年の植付面積が九五バウと県内ではほぼ平均的な規模を有するシドアルジョ県クリアン農場における栽培過程を見る。⑨
 先ず四月初旬に栽培に使用すべき水田の収穫が終了すると、第二図に示すような栽培用地の造成作業が開始される。こ

第二表 糖業プランテーションの平均日当額

県 名 (種 別)	1880年			1904年		
	男	女	子 供	男	女	子 供
スラバヤ (農園労働)	f. 0.35	f. 0.25	f. 0.15	f. 0.25	f. 0.15	f. 0.10
スラバヤ (工場労働)	f. 0.40	f. 0.25	—	f. 0.30	f. 0.20	—
シドアルジョ	f. 0.30 ~0.35	f. 0.20 ~0.25	f. 0.15~	f. 0.25 ~0.30	f. 0.20 ~0.25	f. 0.15
モジョクト (常 雇)				~f. 0.45	~f. 0.25	~f. 0.20
モジョクト (日 雇)				f. 0.20 ~0.40	f. 0.15 ~0.20	f. 0.10 ~0.15
ジョンバン (常 雇)	~f. 0.80	~f. 0.40	—	~f. 0.35	~f. 0.30	—
ジョンバン (日 雇)	f. 0.40 ~0.50	f. 0.20 ~0.30	—	f. 0.25 ~0.35	f. 0.17 ~0.20	f. 0.10 ~0.12

出所: M. W. S. H., 398. ただしモジョクトのみ M. W. S. E. 76. による。

註: 表中の空白は記載なし。—は雇用がないことを示す。

の際、水田に残った稲藁、株、雑草などはすべて焼却し、造成された植床には基肥として少量の硫酸が施される。この作業は約二ヶ月を要し、苗の植付は六月初旬に実施される。苗植付は従来の畝植から溝植に改められたが、一バウ当り一六、〇〇〇〜二四、〇〇〇株と密植である。このような作業は住民農業で使用されるのとはほぼ同様の農具を用いて行なうため、特に大量の労働力投入が必要であり、毎日バウ当り五〜六名が動員される。

このようにして植付が終了すると、その後補植、二〜三回の追肥、中耕除草、灌水、苗の成長に應じての五回の培土などを経て、翌年の六〜十一月には収穫期を迎える。収穫のピークは六月〜九月であり、刈取った砂糖キビはその日のうちに工場へ搬入し圧搾する必要があるため、この作業は牛車か専用軌道を用いて大量の労働力を集中的に投入してなされる。製糖工場内では機械化が進んでいる。^④

このように栽培部門においては、四〜九月が労働力雇用のピークであった。労働者の主要な雇用形態は日雇である。^④労働時間は午前七時から正午まで働き、一時間の休憩後、五時まで働くという一〇時間労働、あるいは午前・午後各六時間づつの一二時間労働であった。^②なお二〇世紀初頭になると以前よりも婦女子、子供の雇用が増加したといわれるが、これらの労働力は主として施肥作業に用いられた。^④

各県毎の平均日当額は第二表の通りである。二〇世紀初頭のスラバヤ理事

州の平均米価がモミ一ピコル当り $f.2.0 \sim 2.75$ であること、シドアルジョ県の平均的な農民の農業収入は年に $f.140$ であるが、通常は農業のみで家計を維持できず副業が必要であるといわれること、更に雇用期間はせいぜい約半年に過ぎず、労働力は過剰であることからすれば、第二表の日当額は極めて低いものであったと考えられよう。また一八八〇年と一九〇四年の賃金水準を比較すると、後者の大巾な低下が注目される。この原因は八〇年代からの砂糖恐慌による糖価の低落、婦女子、少年労働力雇用の増加、他地域からの労働者流入による労働力過剰によるといわれる。

さてこれらの労働力は、主としてデサ首長の仲介によって供給されたといわれる。仲介内容は労働者の身元照会、労働契約履行の保証などであった。プランテーションの初期にはモジヨクト県でなされたように、首長の強制によってデサ住民全員が栽培に動員されるといった例もあったが、こうした強制は九〇年代以降次第に姿を消し、二〇世紀にはいるとほとんど見られなくなる。

以上に糖業プランテーションによる砂糖キビ栽培の特色を概観してきた。このような内容を持つプランテーションの拡大が如何なる影響を農村社会に及ぼしたか、以下、章を改めて二〇世紀初頭のスラバヤ南部の農村経済の特質を探りつつ検討してゆきたい。

- ① *Staatsblad*. 1871, No. 163.
- ② *Staatsblad*. 1870, No. 55.
- ③ *Staatsblad*. 1879, No. 209.
- ④ Huur, verhuur, koop en verkoop van grond, Extract uit de "gegevens voor een nieuwe Landrenteregeling" door Dr. H. J. F. Sollewijn Gelpke, *Indische Gids*, 1886, deel 1, p. 716.
- ⑤ *Nota over de verhuur van grond door Inlanders aan niet-Inlanders*, 1895-1900, p. 33. 租地 D. H. Burger, *De Ontruiming van Jaas's Binnenland voor het Wereldverkeer*, 1939, p. 191-192.
- より借用。
- ⑥ L. Wessels, "De Suikerindustrie op Java," *Indische Gids*, 1891, deel 2, p. 1757-1758.
- ⑦ Burger, *op. cit.*, p. 194.
- ⑧ *Staatsblad*. 1895, No. 247.
- ⑨ *Bijblad op Staatsblad van Nederlandsch-Indië*, No. 5520.
- ⑩ 租地 租地 M. W. S. E. 108, 133, 135, 138, 140. 租地 租地
- ⑪ M. W. S. H. 412.
- ⑫ E. R. III, p. 178 (e) N. B.
- ⑬ M. W. S. E. 139. 租地 H. 412.
- ⑭ E. R. I, p. 79-80. 租地 共同占有水田の貸出はそのほとんど

が現金獲得のためとされる。このような現金支払による水田貸出は、シドアルジョ県では調査デサのうちの水田の存在する八デサ中の四デサ、モジョクト県では共同占有水田の存在する一二デサ中一デサの例があげられる。また *M. W. S. E.* 109. によればジョンソン県では地代を換金して納めねばならないため年々多くの土地が低額で貸貸されることとされる。

- ¹⁵ *M. W. S. H.* 412. によれば、スラバヤ、シドアルジョ両県では借地料先払の有利な点として、高利貸の借金から逃れられることがあげられる。このような高利貸を営んだのは主に中国人商人、ハジ、デサ首長であったといわれる。以下、貸付条件に関して若干の例を掲げる。
「通常、月二〇%の利子を取る。」(スラバヤ県) 「田植時に、一五〇借りると、半年後の収穫時にはモミーピヨル (一、二五〇〜三、〇〇) を返済しなければならぬ。」(シドアルジョ県) 「一借りた場合、一 pasaran (五日) 後には、一〇五を返済する。」(シドアルジョ県) 「少額貸付の場合、年利は一〇〇〜三〇〇%である。多額貸付の場合はこれより低利だが、年利三六%以下になることはな。」(ジョンソン県) 詳しうは *M. W. S. E.* 114. を参照。
¹⁶ Geipke, *op. cit.*, p. 715.
¹⁷ *M. W. S. H.* 412. ジョンソン県の例。

二 糖業プランテーションと農村社会

1 水田所有

先ず土地所有の側面から検討してゆきたい。糖業の借地は先述のように水田に限定されるのでここでも考察の対象は水田のみに絞られるが、各県の水田面積が全耕地面積に占める割合を計算すれば、スラバヤ県八二・一%、シドアルジョ県

- ¹⁸ *ibid.*
¹⁹ R. A. Quintus, *The Cultivation of Sugar Cane in Java*, 1923, preface.
²⁰ この部分の記述は主として *ibid.*, p. 87~p. 142. に於いた。
²¹ *M. W. S. E.* 74.
²² Hasselman, *op. cit.*, p. 157.
²³ *ibid.*
²⁴ 詳しうは Quintus, *op. cit.*, p. 87~p. 142. を参照。
²⁵ *M. W. S. H.* 410.
²⁶ *ibid.*
²⁷ *M. W. S. E.* 123.
²⁸ 例えばジョンソン県では賃労働の機会は一四〜九月は糖業プランテーションなどでの労働によって充分にあるが、それ以外の月是不充分であるといわれる。詳しうは *ibid.*, 74. を参照。
²⁹ *ibid.*, 78.
³⁰ Burger, *op. cit.*, p. 180.
³¹ *ibid.*, p. 183.
³² Hasselman, *op. cit.*, p. 158~159.

第三表 20世紀初共同占有水田持分面積分布

県 名	～1/4 バウ	～1/2 バウ	～3/4 バウ	～1 バウ	～2 バウ	～4 バウ	～6 バウ	～9 バウ	合 計
ス ラ バ ヤ	809 (3.4)	1,984 (8.2)	5,156 (21.4)	7,562 (31.4)	7,790 (32.4)	749 (3.1)	2 (—)	25 (0.1)	24,077 (100)
シドアルジョ	665 (1.4)	3,174 (6.8)	15,787 (33.7)	21,574 (46.0)	5,396 (11.5)	260 (0.6)	4 (—)	0 (—)	46,860 (100)
モジョクト	307 (0.7)	1,706 (4.2)	6,834 (16.7)	12,232 (29.8)	18,912 (46.1)	1,017 (2.5)	0 (—)	0 (—)	41,008 (100)
ジョ ン バ ン	257 (1.2)	571 (2.6)	1,272 (5.9)	7,365 (34.1)	11,941 (55.3)	179 (0.8)	8 (—)	0 (—)	21,593 (100)
合 計	2,038 (1.5)	7,435 (5.6)	29,049 (21.8)	48,733 (36.5)	44,039 (33.0)	2,205 (1.7)	14 (—)	25 (—)	133,538 (100)

出所：M. W. S. E., Bijl. II.

註：各数字は占有者数を示す。（ ）内は全占有者数に占める%である。

九九・六%、モジョクト県八五・八%、ジョンバン県九五・二%と圧倒的比率を占めることも付け加えておきたい。さて、ジャワにおける土地所有権の性格に關しては最近若干の研究がなされており、本稿ではこの問題を全面的に取上げる余裕もないので、以下の記述においては論を進める上で必要な限りの側面を対象を限定することとした。

さて水田所有の形態を見よう。一八六〇年代の調査によればスラバヤ南部では調査デサ三一のうち二四のデサが水田を持つが、このうち個人占有水田のみからなるのは一デサ（その面積は僅か九・五バウに過ぎない）、共同占有水田に加えて個人占有水田も存在するのは三デサ（合計面積は一三・五バウ）であり、残りの二〇デサでは共同占有水田のみである（この二〇デサと個人占有と共同占有の混在する三デサの共同占有水田の面積を合計すると二、〇〇〇バウを越える）。^③ このように水田の所有形態は、ほとんどすべてが共同占有である。これらの水田は、水田区画が固定しており耕作者のみ毎年交替するという二デサを除いて、すべて毎年水田区画が変更され耕作者も交替する。^④ 土地割替実施の時期は九月である。^⑤ 割替制成立の要因については強制栽培制度の時期にヘーレンディンストが著しく強化されたため、負担と収入の平等を保つために実施されたといわれる。^⑥

次に各農家当りの占有面積を見る。第三表は二〇世紀初頭の共同占有水田の持分面積の分布を一覧したものである。この分布を見ると一バウ以下が六割強を占め、二バウを越えるものは皆無といってよい。特にシドアルジョ県では一バウ以

下のものが九割近くを占める。ところでジャワにおいては、一バウの水田が平均的な四～五人で構成される家族を養うのに必要な最低面積とされ、同時に家族労働によって耕作しうる上限の広さといわれる。^⑦このことからすれば著しい零細化が進行しているといえよう。このような零細化の理由として人口が急増したのに開墾の余地が無くなってしまったことをあげる考え方もある。^⑧たしかに一般に人口は増加の一途をたどっており、また開墾の余地についても、シドアルジョ県などは既に一八六三年の調査でそれが残っていないことが明らかにされ、他の三県についても二〇世紀初頭の段階ではほぼ開墾しつくされたといつてよい。^⑨しかし、これだけの理由で家計維持最低限度を下まわるような零細化の状況を説明しうるであろうか。

この問題を考察するにあたっては先に触れたヘーレンディンストの重臣との関係が重要である。E. R. によれば、農民はヘーレンディンスト負担を軽減するため、本来は負担義務のなかった耕地非占有者にまでこれを負担させ、そのかわりに水田の持分を与えたケースが多くみられる。^⑩そしてこの持分の与え方は「以前三人に分割されていたところが現在は四人に分割されている」というふうに、従来の持分を細分する形でなされたのである。さて、このような細分化によって既に六〇年代には持分面積が四分の一バウとか二分の一バウにまで縮小した例も見られるが、持分が縮小しすぎれば逆にデインスト負担は極めて困難となる。^⑪このためスラバヤでは既に六〇年代に、それまで細分化を実施してきたデサが持分数を固定した例も見られ、また九〇年代のスラバヤの一デサでは権力が介入して行きすぎた細分化を防いだといわれる。^⑫そして二〇世紀初頭になると、中部ジャワの共同占有地域では持分数の固定が一般的であるといわれる。スラバヤでも M. N. によれば最近では持分面積の変化はないと報告されており、持分数は固定されていたといえよう。以上に述べたことからすれば、第二表に掲げた持分面積の分布は、一九世紀末までに限界まで縮小した結果を示しているものと考えられよう。

第三番目に耕地非占有者について触れておきたい。この非占有者の起源、性格などは今のところ不詳であるが、少くとも一九世紀以前から存在したものと推定される。彼らは更に家と屋敷地を所有する者と、それらを持たず他人の屋敷地に寄

寓する者にと二分される。彼らは屋敷地での栽培、水田占有者の農作業等の手伝などによって生計を維持してきた。^②先に見たように、これらの層が持分の細分化によって水田の持分占有者に「上昇」せしめられたのであるが、一九世紀末以来、細分化が限界に達し、しかも人口が増加したことによって急速にその数を拡大したといわれる。^③一九〇五年の統計によると、スラバヤ理事州全体でその数は約一八万人にのぼり、全農民数の四割を占める。^④

第四番目にあげるべき特徴点は、先に見たように六〇年代には一般的であった土地割替制が、世紀末に近づくると全ジャワ的に次第に廃止されてゆく傾向にあるということである。若干の数字で示すならば、土地割替を伴わない固定持分制共同占有デサの数は一八八二年の一〇、六四〇が八七年には一二、四二九、九二年には一三、二〇一と増加し、九二年には共同占有水田の存在するデサの半数を越えたといわれる。^⑤この理由は一般にはヘーレンディンストの軽減、地代負担の公平化などがいわれている。^⑥スラバヤについて見よう。ジョンバン県について述べられている *Koloniale Verslag* の記事によると、一八八八年に同県の一〇デサが共同占有を世襲的個人占有に転換したい旨の申請を行なったが、その理由はヘーレンディンスト等による困難が大半除去されたことであるといわれ、九二年には五四七のデサで割替間隔を延長する準備がなされていると報告され、九四年にはちよつとでも可能な所では毎年の割替が五年、八年、一〇年毎のものに修正されつたと述べられる。九六年の報告では前年に三〇のデサが固定持分制へ移行したといわれ、九七年報告ではその数は三一二デサにのぼると述べられる。^⑦スラバヤ県でも二〇世紀初の報告によれば、スラバヤ郡とグヌン・クンドゥン郡では毎年の割替が二、三、五年毎になり、前者では固定持分制も発生したといわれる。^⑧このように一般には「より固定的な占有形態へ移行する傾向」^⑨が存在したのであった。

以上に本稿では糖業プランテーション展開の前提たる水田の所有の問題を検討し、その特徴を四点にわたって考察してきた。さて、糖業プランテーションの展開がこれに如何なる影響を及ぼしたか、以下考察する。

手がかりとして糖業プランテーションが特に集中しているシダルジョ、モジョクルト、ジョンバン三県の二〇世紀初

頭の土地所有形態を検討してみよう。M. W. S. E. の記載する統計によると、各県の割替を伴う共同占有地持分の占有者数はそれぞれ四六、八六〇、四一、〇〇八、二一、五九三人であり、世襲的個人占有地及び固定持分制共同占有地の占有者数は一、三四五、五、〇一八、一七、三九二人である。この数字だけから判断する限り、この三県でも固定持分制への移行がある程度進行しているかに見える。ただ、これらの数字は水田だけでなく畑地、養魚池なども含むものであり、畑地や養魚池は R. R. 段階でも一般に世襲的個人占有であった。この点を念頭において各県毎に詳しく見てゆくと、先ずシンドアルジョ県では後者の一、三四五人の占有者のうち、一、三〇七人は養魚池占有者であり、水田に関してはほぼ完全に割替を伴う共同占有である。この水田に関しては割替間隔の延長、固定持分制への移行はないと報告されており、依然として R. R. 段階と同様の毎年の定期割替が実施されていると考えられる。次にモジヨクルト県について見る。ここでは畑地が八、一〇一バウあり、この点からすれば先の五、〇一八人は大半が畑地占有者であって、水田はやはり割替制共同占有がほとんど全部を占めると判断できよう。ここでもシンドアルジョ県と同様に割替間隔延長は見られない。ジョンバン県に関しては畑地面積も三、〇四三バウと比較的少なく、先に述べたように割替制の廃止、間隔の延長などもある程度まで進んでいる。しかし注目すべきことは、このような固定持分制への移行が必ずしも順調ではなく、ひとたび固定持分制を採用したデサが、再び毎年の定期割替を復活させた例すら見られることである。例えば一八九四年の *Koloniale Verslag* によれば、

一八九三年の報告に従えば、固定持分制共同占有が存在するジョンバン県のかかなり多くのデサに関しては、現在以下の如く報告される。耕地の固定した分割は "sawah adat" の語で示される状態の性質をどこでも持っているわけではない。換言すれば、一人のゴゴルに割当てられた耕地の持分は、毎年同じ場所にあるのではない。このような状態は、ふつうその土地を年々糖業に貸出すデサにおいては、ほとんど不可能といえよう。

とあり、固定持分制への転換の困難が明らかにされている。定期割替復活に関しては九五、九六、九七、九八年の報告に

記述があるが、九五、九八年報告ではその原因は糖業への土地貸出に求められている。^④またモジヨクト県のレヘントの一九〇八年の報告によれば、ジョンバン県及びモジヨクト県トロウラン副郡でかつて固定持分制に移行した三六八デサを調査したところ、固定持分制を維持しているのは二四三デサであり、このうち一一デサでは、水田区画の変更はないが三、四、五年毎に耕作者が交替する、残りの一二五デサでは、水田区画の変更を伴う毎年の定期割替が復活していると述べられ、その原因として糖業への土地貸出があげられている。^⑤

以上のように糖業地帯では基本的には毎年の割替というE. F. 段階でみた水田所有の構造が維持されているのである。さて、この原因としてあげられている糖業への土地貸出との関連を、もう少し詳しく検討してみよう。先にもあげた九五年度の *Koloniale Verslag* は「スラバヤでは原住民の土地貸出者はなお、世襲的個人占有者であることにより一時的に土地の使用権を完全に失なってしまうことよりも、共同占有の場合にのみ可能なように、貸出した土地区画のかわりに他の区画を一時的に利用できることの方をはるかに優先する。」とこの点を説明する。ところでこの部分の文章にはM. W. にこれを引用した編者の註が付されており、これによると転換を共同占有から世襲的個人占有への移行と見なすのは誤まった理解であるといわれる。^⑥先述の如くスラバヤ理事州では世襲的個人占有への転換は全く問題にならないのであって、この註は妥当であると考えられる。したがって引用文中の「世襲的個人占有者」は「固定持分制共同占有」、「共同占有」は「定期割替制」と読みかえるべきであろう。次にM. W. に載せられたジョンバン県に関する報告によれば、固定持分制が糖業への土地貸出によって急速に杜絶した理由として、「この企業はなおひとまとめにされた区画を一括借地することのみ希望しており、それゆえその区画内にある彼の持分を貸出することを望まないゴボル(持分占有者)は、他の区画の土地を待望し、彼の持分をそれに含まれない持分と交換する」とある。^⑦この二つの例に示されるように、年々栽培用地を変更し、しかもこの用地を毎年一区画にまとめて借地する糖業プランテーションの希望に応じるには、土地貸出反対者の持分を年々自由に移動させる毎年の定期割替制の方が都合がよかったのである。シドアルジョ県のように、デサの全水田を対象

に賃貸契約を結ぶ場合には、この点についての具体的な記述が乏しいが、「毎年先ず新たに砂糖キビ栽培用地を確定し、その後はじめて米や裏作のための区画を指定する」というプランガン理事州でなされたような方式で、毎年三分の一づつの水田を砂糖キビ栽培用地として確保したと考えられる。そしてこうしたやり方をスムーズに実施するには、毎年の定期割替が不可欠なものとなるう。

このように、糖業プランテーションの展開によって毎年の定期割替が温存されたこと、換言すれば農民の土地所有権が依然として未確立であり、土地に対する共同体の規制が色濃く残存したことによって、当時の商品経済の急速な発展にもかかわらず、水田の集積^②地主的土地所有の形成発展はこの地域では基本的に阻止された。他地域と比較してみるならば、例えば世襲的個人占有が一般的な西ジャワにおいては、プリアンゲルなどでの例に見られる如く土地集積が一定進行し、二五バウを越える地主も存在するし、またスラバヤ理事州内においてもスラバヤ県、シドアルジョ県では、ハジやデサ首長などによる養魚池の集積が見られ、ジョンバン県では個人占有地が売買や借地によって集積され、幾人かの村落首長やハジはこうして大土地所有者となっていると報告される。これに対して割替制をとる水田の場合、売買はありえず、借地によって土地を集積する例も見られるが、賃貸期間は最大でも一年間に限定されており、このような賃貸はジョンバン県を除いて増加していない。また糖業地帯では、これらの住民間の土地貸借はプランテーションへの貸出によって代替されたと考えられよう。かくして、スラバヤ南部では、二〇世紀初頭の段階では一般に一バウ前後の零細な占有規模の農民が存在しつづけるのであった。またそれゆえに、大量に存在する非占有農民のうち、刈分小作や耕作請負に従事する者の比率はスラバヤ理事州全体ではわずかに二・三%にすぎず、全ジャワ・マヅラの平均値一〇・五%に比べて著しく低い。逆にプランテーション労働者として働く者の比率は全体平均九・一%に対し、スラバヤでは三二・二%にも及ぶのである。地主的土地所有が未展開なスラバヤでは、彼らは小作人層を形成しえず、いわば慢性的な失業状況にあり、賃労働の機会を与える唯一の産業たる糖業プランテーションへ労働者として流入せざるを得なかったのである。本稿では先に糖業プランテー

シヨシ労働者の低賃金の理由として労働力過剰という点をあげたが、非占有農民のこのような存在状態がこの労働力過剰の一つの内容をなすものであったと考えられよう。

さて、次に視点を變えて、住民農業と砂糖キビ栽培の關係を検討することにした。

2 住民農業

ジャワの水田農業は一般に一二月～三月の西モンスーンの吹く雨季に米、六～九月の東モンスーンの乾季の頃には裏作物を栽培する一年で完結する作付体系を有する。^⑭

先ず米作の特色を見ていこう。田植に至るまでの準備作業は、シドアルジョ県を例にとれば以下の通りである。先ず水田に注水し、犁による第一回の耕起が実施される。この後、約一〇日間おいて第二回耕起がなされ、更にパチヨルを用いて代掻が実施される。これが終ると水田は五日間放置され、それから雑草などの残留物が除去される。この後、田面を均一化するために第二回目の代掻が行なわれる。これが済めば田植の準備は完了である。^⑮

耕起に使用される犁はジャワ犁と呼ばれるもので一般には水牛二頭を牽引力とするが、深耕能力は不充分である。^⑯ 田植は苗代への播種後三五～五〇日で実施される。苗の丈は約二五センチである。田植は女性の仕事であり、作業時間は午前六時～一時及び午後四時～六時である。一バウの水田の田植を終えるには、五〇人の労働力を投入して四時間を要するといわれる。^⑰ さてその後、水の入れかえ、除草などを経て収穫期に至るのであるが、二〇世紀初頭に使用された品種には晩稲、中稲、早稲の区別があり、栽培必要期間はそれぞれ五～六ヶ月、四～五ヶ月、三・五～四・五ヶ月である。^⑱ 水田への施肥はジャワの土壌が一般には肥沃であることもあって、この段階では西ジャワのバンドン周辺やプリアンゲル地方で次第に実施されつつあった以外は、まだ一部の農民に限定されている。^⑲ したがって収量安定、高収量実現には灌漑の整備が第一義的に重要である。この点はスラバヤ理事州につき各品種毎のバウ当り収量を県別に一覧した第四表からも明らかであろう。またスラバヤ理事州内の各県における灌漑の普及率は第一表に示したとおりだが、一般に河川からの灌漑が未発

第四表 20世紀初スラバヤ理事州におけるパウ当りモミ収量

地 域 (灌漑状況)	晩 稲	中 稲	早 稲	早稲(乾季)
スラバヤ県ジャバコタ郡(灌漑田)	40	35	30	20 ~ 25
ク グヌン・ケンデン郡(天水田)	30	25	20	—
シダルジョ県(灌漑田)	50	40	30	
モジョクト県	30 ~ 35			—
ジョンバン県	35	30	20	
グリセ県(大半が天水田)	35	25 ~ 30	20	—
ラモンガン県	25 ~ 40	18 ~ 30	12 ~ 20	—

出所：M. W. S. L., 197. より作成。

註：単位はピコルである。

展で米作に必要な水を自然の降雨をため池にためて利用している北部ではしばしば凶作に襲われ、全体として経済状況も南部よりも悪いといわれる。さて、これらの灌漑工事は大規模なものはヘーレンディンストによって、小規模なものはデサ単位、あるいは数デサが連合して実施された。水路等の維持保全は一般にそこから受水する水田占有者に課せられるのが原則であった。

次に裏作を検討する。スラバヤにおける主要な作物としてはトウモロコシ、落花生、大豆、甘藷、キャッサバがあげられる。これらの作物は栽培必要期間が比較的短かいので、乾季中に二回の収穫も可能である。その他、条件の許すところでは米の乾季作も行なわれるが、スラバヤ県で周年灌漑田の四六%を占める以外は、その比率はわずかなものにすぎない。

さてこれらの内容を持つ住民農業は、先に見た零細な土地所有に対応して経営規模も零細であり、一般には家族労働力によって経営される。特に労働力を多く必要とする田植、収穫などの作業のみ他人労働が使用されるが、従来これにはデサ内の相互扶助慣行が利用されてきた。ただ十九世紀末ごろになると相互扶助は次第に用いられなくなり、かわって労働者雇用が増加するといわれる。

ところで本稿では先に糖業地帯における割替制維持を明らかにしたが、このことと住民農業とは如何なる関係にあるだろうか。結論的にいえば、割替制の存在は農業発展の障害であった。六〇年代のスラバヤでの調査によれば住民は固定持分制の方が農業にとって望ましいことを認め、その理由として「占有が継続する

第五表 糖業への土地貸出によるバウ当り平均損失額

項 目	シドアルジョ	モジョクト	ジョンバン
A. 貸出期間に犠牲となる収穫分合計	f. 150	f. 105	f. 95
A ₁ 米作×1回	f. 110 ①	f. 75 ⑤	f. 75 ⑪
A ₂ 裏作×1回	f. 30	f. 20 ⑥	f. 20
A ₃ 裏作×1/2回	f. 10 ②	—	—
A ₄ 裏作×1/2回	—	f. 10 ⑦	—
B. 砂糖キビ栽培による米の収量減退分		f. 20	f. 40
B ₁ 早稲栽培による減収	— ③	f. 20 ⑧	f. 25 ⑫
B ₂ 砂糖キビ栽培後の水田の減収			f. 15 ⑬
C. 貸出によって生じる余分な労働のコスト分		f. 5	
D. 損失額合計 (A + B + C)	f. 150	f. 130 ⑨	f. 135 ⑭
E. 平均賃貸料収入	—	f. 35	f. 30
F. 水田耕作必要経費	④	f. 25 ⑩	f. 15 ⑮

出所：M. W. S. H., 410. より作成。

表註：① 晩稲を基準にバウ当り40ピコルの収量，1ピコルあたり f. 2.75 で計算されている。

② 砂糖キビが5月から9月までに収穫される土地の裏作物に関する数値であると説明されている。

③ この県では砂糖キビ栽培に使用する直前の栽培にも早稲は使用しない。

④ 計算に入れられていない。

⑤ 収穫に参加した雇用労働に対する報酬 bawon を差し引いた収量30ピコルに1ピコルあたり f. 2.50 のモミ価格を乗じている。

⑥ 砂糖キビ栽培年の裏作についてであるとされる。

⑦ 砂糖キビ収穫年の裏作についてであるとされる。

⑧ 晩稲に比べて収量の低いこと，価格の安いことの二つを内容とする。

⑨ 砂糖キビ収穫後の水田の収量がかなり悪い場合，損失額はしばしばこれを上まわるとされる。

⑩ 耕作費，苗購入費，スラムタン費用，運搬費などが内容としてあげられている。

⑪ バウ当り30ピコル，1ピコル当り f. 2.50 で計算されている。

⑫ 早稲はバウ当り収量が25ピコル，1ピコル当りで f. 2 あると計算される。

⑬ 減収率20%で計算されている。

⑭ 水田の畔を作ったり，砂糖キビの切株を除去したりするのに必要なコストはこの計算から除かれている。

* なお，表中の E，F は土地貸出により得られるか，省くことのできる額である。表中の — は，その項目に概当するものがないことを示す。

スラバヤ県については，M. W. S. H., 410 はただバウ当り約 f. 100 と数字をあげるのみで，各項についての説明はない。

ことによって、現在は毎年新たに作りなおしている水路を変更する必要がなくなり、水路が確定されるので、灌漑にとつて最大の利益をもたらす」こと、割替制のもとでは「瘦せた区画を割当てられた場合、翌年は肥沃な区画が得られるだろうと考えるので、それを骨身を削って耕作しようとはしない」ことがあげられる。この例が示すように、割替制は灌漑の面で障害となり、また農民の労働意欲を阻害するものであった。それゆえに割替制のもとでは土地改良への努力もまた当然出てこない。一八九二年の調査報告はスラバヤの農業を評して共同占有は農業発展の障害となっていると述べ、その理由として施肥が行なわれないことをあげている。またE.N.によれば、シドアルジョ県のデサ ジャティカランの住民は固定持分制が望ましい理由として、念入りな作業と施肥によって土地改良しうることをあげる。二〇世紀初頭のグリセ県では割替間隔を延長する傾向があるが、それは施肥との関係からであると報告される。このように割替制のもとでは土地改良を行なわず自然の地力に依存するという農法が維持される。

さて以下このような住民農業に対して砂糖キビ栽培の拡大が及ぼした影響を考察し、前章で触れた糖業地帯における貧困化の構造を探りたい。

E.N.には糖業への土地貸出によって生じる一バウ当りの平均損失額を計算した項があり、それを一覽表にまとめると第五表のようになる。この計算方式には理解しがたい点もあるが、糖業への土地貸出が住民の貧困化の原因となったという点は、この計算から極めて明確に示される。第一にE、Fの合計がA項に比べて低すぎることに注目されよう。スラバヤ南部各県では糖業プランテーションの支払う借地料は一般に引き合った額ではないと見なされているとの報告もあるが、その理由はこの点にあるといえよう。第二にBが貧困化要因としてかなりの比重を占める。以下、このメカニズムを見よう。

まずB₁の早稲栽培についてであるが、早稲は第四表に示した如く晩稲に比べかなり収量が落ち、質も劣る。ところが砂糖キビ栽培用地の造成に四月初旬から取りかかるためには収穫期の遅い晩稲がそこに栽培されていると都合が悪いのであ

り、プランテーション側は早稲栽培を望んだのであった。かくして、モジョクト、ジョンバン両県では、賃貸契約中に貸出す前の水田には早稲を栽培することが義務づけられた。^⑤ 次にB₂を見る。減収の理由の一つは砂糖キビ栽培による地力の低下であるが、この他にこの栽培後の土地は切株除去等の余分な作業を必要とし、水田造成が拙速に流れがちで田植期までに田面の準備が充分にできないこと、苗は専ら翌年貸出しを行なう水田のために早くから準備されることが多く、B₂の水田の田植時にはしばしば成長しすぎていることなどがあげられる。^⑥

さて第五表に含まれる収量減退は雨季米作に限定されているが、これ以外にも乾季の灌漑用水配分の問題を検討する必要がある。それは早くも一八九三年の調査によって、糖業への給水が住民農業に対する灌漑に損害を及ぼしていることが明らかにされているからである。^⑦ 分析を乾季に限定するのは、一般にジャワの河川は雨季には十分な水量を有するといわれること、スラバヤでも雨季の灌漑用水配分問題は生じていないと報告されるからである。^⑧ これに対して、乾季には最も水の豊富なシドアルジョですら、上流と下流の住民の間でしばしば水争いが発生したといわれるような状況であった。^⑨

さて灌漑問題解決のために様々な対策が採られてきたが、その一つとして二〇世紀初頭のスラバヤでは昼夜給水法と呼ばれる配水法が実施された。一九〇三年六月二七日付のスラバヤ理事の命令書によれば、「水は日中は砂糖キビ栽培のために使用され、原住民の裏作物の栽培のための使用は夜間のみに限定される」と、乾季には昼間は糖業、夜間は住民農業に給水する原則が明確に述べられている。同命令によれば、昼間とは最大限で午前六時から午後五時とされる。^⑩

ところで配水の実態を見ると「東モンスーン期の一地域への給水量は、その地域の砂糖キビ栽培面積にかかっている」（ジョンバン県）、「一地域への給水量はその地域の砂糖キビ栽培の広さにかかっており、それゆえ特にこの栽培の少ない地域の裏作に不利である」（モジョクト県）^⑪と述べられる如く、明らかに糖業優先であった。そして糖業集中地域でも住民農業は夜間しか受水できないことに加えて、糖業が先の昼夜給水法を必ずしも遵守したわけではないなどのことにより、

裏作への給水は砂糖キビ栽培の配水要求に左右されるといった状況が一般的であった。^⑤ かくして、糖業地帯では貸出デサだけでなく、全般的に裏作における水不足問題が発生せざるをえない。

この結果、裏作面積が減少した。例えばトウモロコシのように比較的水を必要とする作物は減収となる（ジョンバン県）、小面積の砂糖キビ栽培が昼間にほとんど全部の水をおさえてしまったため裏作物の栽培が減少した、水を必要とする価値の高い作物を栽培できない（モジョクトル県）などの影響が見られ、^⑥ また乾季の米作も給水制限することによって可能な限り縮小せしめられたのである。^⑦

このように糖業プランテーションの拡大によって、住民農業は表作、裏作ともに悪影響を被り、その発展を阻害される。これが糖業地帯における貧困化の主要な構造であった。^⑧

① M. W. S. L., Bijl. I, 446 算出。

② 最近の研究としては、加納啓良「デサ共同体に関する一考察——『現地人土地権調査最終提要』を素材に——」、『「アジア研究」二二—四』、同「十九世紀ジャワの土地制度と村落（デサ）共同体」（斎藤仁編『アジア土地政策論序説——一九七六年所収』、内藤能房「中部ジャワにおける土地保有と村落の土地処分権について」（『一橋論叢』七二—七五）、同「十九世紀ジャワの『土地占有形態』再考——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察——」（『アジア研究』二四—二六）、同「十九世紀中華のジャワ村落における賦役遂行——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察——」（『一橋論叢』七八—八三）、森弘之「ジャワの『共同占有』と強制栽培制度」（『社会経済史学』四一—四四）などがあ
る。

③ E. R. I, Bijl. A.

④ *Ibid.*, p. 68—69.

⑤ F. J. Potter, "Het Reglement op de verhuur van Grond door

Inlanders aan niet-Inlanders," *Indische Gids*, 1894, deel 2, p. 1462.

⑥ スラバヤに関しては E. R. II, p. 227—229. を参照。森、内藤、加納の各氏もこの点については一致して認めておられる。詳しくは前掲諸論文参照。

⑦ Hasselman, *op. cit.*, p. 296. 及び E. R. II, Bijl. V, p. 88.

⑧ 例えば深澤二郎「インドネシアにおける土地問題」（『農業総合研究』四—四四）はこの典型である。深澤氏は「十九世紀後半のジャワ社会貧困化の第一の原因としてこれを考えておられる。

⑨ 詳しくは Hasselman, *op. cit.*, Bijl. p. 参照。スラバヤ理事州に関する人口の増加については M. W. S. E., Bijl. I, を参照。

⑩ Regeringsonderzoek naar het Landbezit op Java, 1863, *Adatrechtsbündels*, deel 23, p. 278. 同書に記載は Regeringsonderzoek naar de Rechten op onontgonnen gronden, 1867, *Adatrechtsbündels*, deel. 14, p. 151. 22—23 頁を参照。

- ⑪ F. Fokkens, "Economischen toestand", ..., onderzoek naar de verplichten diensten, 1902, *M. W. I. X. Economie van de Desa*, Bijl. 23, 及び *M. W. S. E.*, 29.
- ⑫ スラバヤ理事州における例については *E. R. I.*, p. 64, *E. R. II*, Bijl. W., p. 88~89, *E. R. III*, p. 64, 75, 76, 84, 87, 95, を参照。
- ⑬ ガジマロト村の例。 *E. R. II*, Bijl. X, p. 93.
- ⑭ ガジマロト村の隣村マタラワス村「グリヤン」の村サロロマン村などの例。 *E. R. I.*, p. 75.
- ⑮ *E. R. I.*, p. 75, によればチヨリホン理事州では「ディンストが重く一五〇平方ルーデン（五〇〇平方ルーデーン）の持分とはつりあわなぐで、住民に水田持分を受取るための困難であった」とが、ブカロンガン理事州では「こんな小さな持分のためにディンストを負担するくらいなら職人になる。」と「農民が述べたなど」と報告されており、ディンスト負担を逃れるため持分受取を拒否した農民の存在が想定される。
- ⑯ *ibid.*, p. 76, によれば例示される。
- ⑰ *Koloniale Verslag*, 1893, p. 82, 出所は *E. R. III*, p. 182.
- ⑱ F. A. E. Lavenulle, "De zgn. Communale Bouwvelden in Midden-Java," *Koloniale Tijdschrift*, 1916-1, p. 287.
- ⑲ *M. W. S. E.*, 11.
- ⑳ 中部ジャワのデヤク地方で一七九六年に行なわれた調査によれば、この地方ではデヤ内に Boonies—水田などを耕作する者、Panien-dong—耕地を持たない者の二階層が存在し、後者はそれが開墾によって耕地を持ちつちびは諸種の負担はかけられなかったとされる。註については *E. R. II*, Bijl. KK, を参照。
- ㉑ 註については *E. R. III*, p. 84~86, を参照。
- ㉒ *M. W. S. E.*, 146.
- ㉓ Hasselman, *op. cit.*, Bijl. E, 46 章出。
- ㉔ *E. R. III*, p. 179, には共同占有を世襲的個人占有へと転換するのを目的として定められたらむる「転換令」*Staatblad*, 1885, No. 102, によれば成功はあつたといふ。田中則雄氏はこれを「この規定は慣習法に結びついてゐたため大部分死文化」したといふ。これを「インドネシア土地制度史概要」岸幸一・馬淵東一編著「インドネシアの社会構造」一九六九年所収（p. 414）の主な理由が、各地域にあらつて必ずしもインドネシアが公正に軽減されたといふなら状況があらつたことだと考へられる。なお、この点については註については W. K. van Dedem, "De agrarische kwestie op Java," *Indische Gids*, 1890, deel 2, p. 2125~2169, を参照。
- ㉕ Hasselman, *op. cit.*, p. 35~36.
- ㉖ *Koloniale Verslag*, 1889, p. 89, *M. W. S. E.*, Bijl. 4, 所収。
- ㉗ *ibid.*, 1892, p. 79.
- ㉘ *ibid.*, 1894, p. 85.
- ㉙ *ibid.*, 1896, p. 88.
- ㉚ *ibid.*, 1897, p. 107.
- ㉛ *M. W. S. E.*, 19.
- ㉜ Hasselman, *op. cit.*, p. 35.
- ㉝ 第三章参照。
- ㉞ *M. W. S. E.*, Bijl. III.
- ㉟ *E. R. I.*, Bijl. A.
- ㊱ *M. W. S. E.*, Bijl. III.
- ㊲ *ibid.*, 19.
- ㊳ *M. W. S. L.*, Bijl. I.
- ㊴ *M. W. S. E.*, 19.

- ③ *Koloniale Verslag*, 1894, p. 85. 出所は *M. W. S. E.*, Bijl. 4.
- ④ *Koloniale Verslag*, 1895, p. 105, 1896, p. 88, 1897, p. 107, 1898, p. 65. 出所は *M. W. S. E.*, Bijl. 4.
- ⑤ *M. W. S. E.*, 19, noot 1.
- ⑥ *ibid.*, Bijl. 4.
- ⑦ *ibid.*, 19.
- ⑧ *Koloniale Verslag*, 1893, p. 82. 出所は *E. R. II*, p. 179.
- ⑨ 出所は *M. W. S. E.*, IX, Bijl. 13. を参照。
- ⑩ *M. W. S. E.*, 23, 24.
- ⑪ *ibid.*, 129.
- ⑫ 例えばシマブルジョア県では金持が増加したといわれるが、この中に水田借地者が含まれてゐる。(*ibid.*, 56.) また *M. W. S. L.*, 194. によれば、シマブルジョア県では、広い面積の借地者と同時に米商人である者は米の收穫賃金を現金で、ウ当り、一〇・二五支払つてゐる。また *M. W. S. E.*, 130. によれば、デサ役人によるデサ内での借地がかなりあるといわれる。
- ⑬ 一〇世紀初めの住民間の土地賃借の条件等については *M. W. S. E.*, 126. 参照。また共同占有水田持分の賃貸に関するデサの諸規制については *E. R. I*, p. 79. を参照。
- ⑭ *M. W. S. E.*, 128.
- ⑮ Hasselman, *op. cit.*, Bijl. E, より計算。
- ⑯ *M. W. S. E.*, 125. によれば、糖業プランテーションは非占有者に賃労働の機会を与えたと述べられる。
- ⑰ 奥田或「東印度農業経済研究」昭和一八年 p. 69, p. 94-96. を参照。なお奥田氏は雨季を二月〜三月、乾季を六〜九月とされるが、*M. W.* の東モンスーン期、西モンスーン期の用語法は必ずしもこれとは一致してゐるわけではなく、もう少し時期的な巾を持たせ、一年を

完全な雨季、乾季とに分けてゐるやうである。

- ⑱ *M. W. S. L.*, 188. 又は Van Gorkom, *Oost-Indische Cultures*, 1918, deel II, p. 36. によれば、一般には水田の田植準備作業に必要な期間が、休止期間も含めて五〇〜六〇日であるといわれてゐる。
- ⑲ Gorkom, *op. cit.*, p. 28. また *E. R. II*, Bijl. W, p. 89. によれば、牛の所有が一頭の場合、水田耕作のためには不充分であると表現されてゐる。
- ⑳ Gorkom, *op. cit.*, p. 41.
- ㉑ Hasselman, *op. cit.*, p. 10-11.
- ㉒ H. C. H. De Bie, *De Landbouw der Inlandsche Bevolking op Java*, 1901, deel I, p. 66, deel II, p. 101.
- ㉓ ため池については *M. W. S. L.*, 334, Bijl. I. を参照。
- ㉔ 例えばシリヤ県では水田面積六二、七七五ヘクタのうちに、米作が占める割合が、たゞ面積は一九〇二年二八、六二五ヘクタ (四五・六%)、一九〇三年一五、三二七ヘクタ (四四・五%)、一九〇四年二二、九〇〇ヘクタ (二〇・五%)、一九〇五年二二、七二〇ヘクタ (三四・六%)、一九〇六年四二、二一九ヘクタ (六・七%)、ラギンガン県では七一〇五ヘクタ中、一九〇二年一六、二五二ヘクタ (二二・九%)、一九〇三年二九、〇三三ヘクタ (五・五%)、一九〇四年五、五二二ヘクタ (七・八%)、一九〇五年四、一三三ヘクタ (五・八%)、一九〇六年一一、五五三ヘクタ (一六・三%) と年々かなりの比率を占める。詳しうは *ibid.*, 333. を参照。なおこれについて南領では凶作は比較的少ない。詳しうは *M. W. S. L.*, 205. を参照。
- ㉕ 詳しうは “Overzicht betreffende de economischen toestand van de meeste gewesten van Ned. Indië.” *Koloniale Verslag*, 1892, (*M. W. IX, Economie van de Desa*, Bijl. 22. を収録) *Folkens, op. cit.*, (*ibid.*, Bijl. 23. を収録) を参照。

- ③ 詳しきは E. R. III, p. 92~98, p. 310~318, などを見参照。
- ④ M. W. S. L., 213, 214, Bijl. 2, を参照。
- ⑤ *ibid.*, 213. なお同所によると各作物の栽培に必要な期間はトウモロコシ三〜四ヶ月、落花生三ヶ月余り、大豆三・五〜四ヶ月、甘藷二・五〜四ヶ月である。
- ⑥ *ibid.*, Bijl. 1, 及び Bijl. 2, より算出。なお他の県の比率はシドアルジュム県六・七%、マシマール県一・一%、ジョンベン県〇・三%にすぎない。
- ⑦ *ibid.*, 189.
- ⑧ Bie, *op. cit.*, deel I, p. 30. Hasselman, *op. cit.*, p. 23~25. なを参照。相互扶助の場合、一般に食料と嗜好品が出されるのみで不払である。
- ⑨ Hasselman, *op. cit.*, p. 23~25, を参照。
- ⑩ E. R. II, p. 240.
- ⑪ M. W., IX, *Economie van de Desa*, Bijl. 22.
- ⑫ E. R. III, p. 70, (b) NB, 及び p. 182. なお同様の記述は *ibid.*, II, Bijl. 2, p. 99, にも見られる。
- ⑬ M. W. S. E., 19.
- ⑭ 例えば *ibid.*, 141. によれば糖業への貸出によって犠牲となるのは一般に米作、裏作それぞれ一回と報告されており、A₃, A₄ の項目が何故必要なのか理解しがたい。
- ⑮ *ibid.*, 140.
- ⑯ *ibid.*, 142, 及び M. W. S. L., 230. なおシドアルジュム県では貸出前の水田にも晚稲が栽培されるが、M. W. S. L., 315. によれば、この水田が最優先して〇月から耕起されるため早稲を使う必要がなかったとされる。また M. W. S. E., 142, M. W. S. L., 230. によれば、ジョンベン県ではこのような条件にもかかわらず多くの耕作者が早稲ではなく中稲を栽培したという。
- ⑰ M. W. S. L., 229.
- ⑱ Hasselman, *op. cit.*, p. 39.
- ⑲ 例えば K. W. Van Gorkom, "Het water op Java, in betrekking tot den landbouw," *Indische Gids*, 1879, deel I, p. 549, など参照。
- ⑳ M. W. S. L., 299. 参照。ただ、ジョンベン県のみは水量があまり豊かでないのび、砂糖キビ栽培のため水が自由に使えない場合は米作に影響が出るという。
- ㉑ *ibid.*, 293. Inlandsche bevoeling in het algemeen, p. 15.
- ㉒ 例えば灌漑隊 irrigatie brigade の設置（一八八五年）、灌漑区 irrigatie afdeeling 新設（一八八八年）、プランテーションの灌漑費用、灌漑施設改良費負担の義務付け、ブカルン方式（一八九四年）、ベタダン方式（一八九六年）などの配水方式の導入などがあげられる。詳しくは *ibid.*, 及び Hasselman, *op. cit.*, p. 39, p. 62~63, p. 73~75, などを見参照。
- ㉓ M. W. S. L., Bijl. 2.
- ㉔ *ibid.*, 316.
- ㉕ *ibid.*
- ㉖ *ibid.*, 301, 302.
- ㉗ M. W. S. L., 207. 例えばシドアルジュム県では水稲に対しても、豆その他の作物の栽培に必要な水量のみしか給水されなかった。
- ㉘ なお、本稿で述べてきたもの以外にも、砂糖キビ畑への放火などを防止するためのデサディンストが強化されたこと、糖業プランテーションの砂糖キビ運搬に使用した牛の消耗が激しいことなどが、糖業による損失としてあげられる。詳しくは M. W. S. H., 411. を参照。

おわりに

本稿ではスラバヤ理事州における糖業プランテーションの展開を借地方式と栽培の仕方の二側面から具体的に分析し、これらとのかかわりで農村経済の貧困化の構造を検討してきた。この結果、糖業プランテーションの展開によって水田の定期割替制が温存され、土地集積の道は基本的には閉ざされていたこと、住民農業は様々な側面から減収を余儀なくされ、その発展を阻止されたことが明らかになった。わずかにデサ首長などが富裕化したことを除けば、一般に土地占有農民は当時の急速な商品経済の発展にもかかわらず基本的には分解せず、全体として貧困化してゆく。更にその下には大量のルンプロ的な非占有農民が存在し、プランテーション労働力として労働者化してゆく。これが糖業プランテーション展開期のスラバヤ南部における農村経済構造の一側面であった。そしてまた、このような構造を前提としてはじめて糖業プランテーションの発展も可能であったといえるのである。

〔付記〕 本稿は一九七七年の東南アジア史学会春季大会の報告に加筆したものである。本稿作成にあたり田中則雄氏から貴重な史料をお貸しいただいた。ここに記して感謝の意としたい。

（京都大学大学院生

Kusurigari 藥獵 and *Honzoshuchu* 本草集注

by

Atsumu Wada

Recently they have become interested in the state of Taoism in the ancient Japan. It is almost certain that Taoism introduced to Japan was a popular Taoism which consisted of two factors—the thought of wizards and the witchcraft. But what it really was has not quite been researched up to this time. In this article I examined into *Kusurigari* on the 5th of May which is found in *Nihonshoki* 日本書紀 and other literatures, considered the relation between *Kusurigari* and the functions in the festival of *Tango* 端午, and traced the origin of ancient *Kusurigari* back to China and Korea. And by analyzing *Honzoshuchu* which was considered a basic book of herbals in *Tenyaku-ryo* 典藥寮 (a department of court physicians), I examined the factors of the thought of wizards in the popular Taoism and the medical fields of the witchcraft. I tried to clear up what Taoism is by elucidating a phase of Taoism in the ancient Japan and re-examining the description of *Nihonshoki* on the basis of the result of analyzing the *Honzoshuchu*.

Sugar Plantation and the Javan Village

by

Yasuo Uemura

The purpose of this article is to analyze the destituted rural economy of southern Surabaya in the late 19th and the early 20th centuries. Relating it with the development of sugar plantation, we study the problem in view of both landholding and farming. The sugar plantation was operated by means of triennial rotation on a full-year irrigated land which was leased by a contract in bulk through the intermediation of desa-chiefs. They enlarged the leased land by practicing upon the poverty of peasants and the labor force was employed by very cheap

wages.

For these reasons, regular interchange of paddy field was sustained, which allegedly resulted from a intension of labor service (dienst). And petty peasant owning the field of one bau (0.7ha) or so was not dissolved, while non-owning peasant was absorbed into the plantation as laborer. The indigenous agriculture based upon irrigation couldn't but be devastated because of a lower level of technical development such as the continuance of land-interchange, culture-system of early ripening sugar cane, decreasing fertility and insufficiency of irrigation water.

The Agricultural Land Use in *Jori* 条理 System of Yamato Basin for Four Centuries before 1200

by

Akihiro Kinda

Analyzing the materials which illustrate the agricultural land use and applying it to the actual spots, I found that there were many lands which were not arable or not paddy fields in *Jori* Systdm of Yamato Basin for four centuries before 1200 and that in case of the low ratio of planting areas to arable land, they had no crop. Moreover judging from some cases, such as the estates of *Gufuku* Temple 弘福寺 and *Eizan* Temple 栄山寺, it became clear that the above situations were an inevitable outcome of the conditions of microgeomorphology and irrigation.

Then by examining the state of irrigation and analyzing its extension, I can presume that for a period of four centuries before 1200 there were scarcely irrigation ponds which were shallow and square—essential to the irrigation of Yamato Basin—and that the state of irrigation of those days was generally very bad.